

徳川林政史研究所蔵 石河家文書目録(十)

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録したものである。石河家は、尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、石川光忠が慶長一三年（一六〇八）に徳川家康の命により駿府へ出仕したのをはじめとして、同一五年には美濃・摂津両国内において新知一万石を与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直（家康九男）の付属に転じた。光忠の嫡子正光は、承応元年（一六五二）に初めて尾張藩の年寄役に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、石河家は、当初「石川」の字を用いていたが、享保一七年（一七三二）九月、旧に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研究室事務報告（二）自昭和十年一月至十四年十二月」によると、本史料群は、昭和一〇年（一九三五）に名古屋より東京へ移送されたこともあり、同時期に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、昭和四二年（一九六七）には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形をとっている。

一 本目録は「石河家文書目録（十）」として、前号の続きとなる、史料番号三二六九～三三三五までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であるため、複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出（または作成者）→宛所、⑤形態・数量、⑥備考の六項目を採録した。

石河家文書目録（十）

一 番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したが、一部については、今回の整理・目録化作業にあたり、出納・管理の便宜を考慮して新たに番号を付与したものがあある。なお、史料の配列や出納の都合上、欠番号はそのままにしてある。

一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜（ ）を付して内容を補記した。また、戦前期に当研究所において製本され、新たな表題が付けられたものについては、（ ）を付けて示すことにした。典籍の場合は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示すことにした（ただし、内題と外題が同じものに関しては（ ）の表記は省略した）。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がないもの、おおまかな作成年代がわかる場合には（寛政期）（寛政期以降）（寛政年間～文化年間）あるいは（江戸期）（明治期）などと（ ）を付けて該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には（年未詳）とした。

一 差出（または作成者）→宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適の人名を一名掲出し、このほかについては「他〇名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、著者・編者・版元などを採録し、「〔著〕」、「〔編〕」、「〔版〕」などと表記することにした。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの）

の・帖(折本)などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに關しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料の概略や史料の中に挟み込まれている書状・書付、および綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜表記した。

一 本史料群には、戦前期に当研究所において複数の史料をまとめて製本した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号を付けて列挙することにした(ただし、丸番号は収録順序を示す目安に過ぎず、細目に該当する個々の史料に実際に番号が付されているわけではない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出(または作成者)→宛所、備考の順とし、それぞれを二字アキで示したが(細目の備考については、冒頭に※印を付した)、該当する項目に関する記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、平成一四年度〜同二〇年度に行った研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・冬季集中史料整理の成果の一部である。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員・当時)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・西光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員・当時)、上野恵・小宮山敏和・高橋伸拓・根岸美季・松本剣志郎・山崎久登・吉成香澄・倉持隆・中村佳史(以上、研究生・当時)の二二名であ

る。なお、採録された整理カードの内容点検と調整・原稿化作業は、塚田沙也加(非常勤研究生)の協力のもと、藤田英昭が担当した。

【参考】 石河家歴代当主の略歴(尾張家付属から明治三年まで)

初代 光 忠 「市正・太八郎 初名 太郎八」

慶長一三年冬 家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕

慶長一五年一〇月一二日 美濃・摂津両国内に新知一万石を与えられる

慶長一七年 尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

寛永五年九月一九日 死去 法名は大雄院玄信

二代 正 光 「伊賀・太郎八 初名 加助」

寛永五年 家督を相続する

寛永一九年 寄合触流となる

承応元年九月 年寄役となる

寛文四年六月一二日 御役御免となる

寛文一一年九月一〇日 死去(五七歳) 法名は蓮華院

三代 章 長 「隠岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大和守 初名 七郎左衛門 隠居名 章長」

万治元年 初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月 家督を相続し、大寄合に属する

寛文二二年四月一五日 伊賀と改名する

延宝三年三月二十六日 年寄役となる

延宝五年閏二月二十八日 従五位下伊賀守に叙任される

貞享元年二月二十五日 大和守に改める

貞享二年六月二十三日 出羽守に改める

元禄元年二月六日 佐渡守に改める

元禄三年二月四日 大和守に改める

元禄十二年十一月三日 隠岐守に改める

宝永三年二月九日 隠居し、章長と名乗る

宝永五年五月四日 死去(六〇歳) 法名は章長院

四代 正章 「出羽守 太八郎・靱負・大炊 初名幸七郎 隠居名

愚翁」

元禄七年一〇月四日 初めて藩主に御目見をする

元禄十三年二月二日 靱負と改名する

宝永三年二月九日 家督を相続し、大寄合に属する

宝永三年三月二五日 年寄役となる

宝永四年正月 大炊と改名する

享保四年二月二日 従五位下出羽守に叙任される

享保一六年六月一日 隠居

享保一六年八月 愚翁と名乗る

宝暦三年七月二八日 死去(七〇歳) 法名は清静院

五代 忠喜 「伊賀・太八郎・隠岐 初名七太郎」

享保四年九月二日 初めて藩主に御目見をする

享保七年二月二〇日 太八郎と改名する

享保八年二月 隠岐と改名する

享保一七年六月一日 家督を相続する

享保一七年九月 「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する

享保一八年六月二日 死去(二八歳) 法名は真源院

六代 光當 「伊賀守 雅楽・伊賀 初名千次郎」 実は出羽守正章

の二男

享保六年四月二二日 石川兵庫の名跡を継ぎ、普請組寄合となる

享保一六年四月二九日 御書院番頭となる

享保一六年九月一九日 御用人となる

享保一八年八月二二日 兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ

享保一九年二月 伊賀と改名する

元文四年八月六日 年寄役となる

元文五年二月二日 従五位下伊賀守に叙任される

安永二年七月二三日 死去(六一歳) 法名は徳源院

七代 光籌 「伊賀守 太八郎・一学 初名銀次郎」 実は伊賀守光當

の四男

寛延元年一〇月二五日 石河三蔵の名跡を継ぐ

明和五年二月一日 父伊賀守光當の内願により嫡子となる

明和五年三月一日 太八郎と改名する

明和八年八月五日 御側同心頭御用見習となる

明和八年一〇月二六日 御側同心頭となる

安永二年九月一四日 父伊賀守の遺跡を継ぐ

安永二年一〇月一日 年寄役となる

安永二年十二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

光 豊 「太郎八 初名 初次郎」 実は太郎八光堅(賢)の嫡子

安永九年正月一五日 伊賀守光籌の養子となる

天明元年正月二二日 太郎八と改名する

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

享和三年五月一二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 「出羽守 太八郎・伊賀守 初名 幸七郎」 実は太郎八

光豊の嫡子

文化三年二月九日 祖父伊賀守光籌の願いにより嫡孫承祖が認められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光籌の遺跡を継ぎ、諸事光籌の通り

務めるべき旨を仰せつけられる

文化九年二月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

文化一四年十一月一四日 加判となる(再勤)

弘化三年十二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年六月二九日 隠居

慶応三年

死去

九代 光 晃 「太八郎・佐渡守・佐渡・太八郎 初名 孟二郎」

嘉永六年六月二九日 家督を相続する

嘉永六年九月二八日 加判となる

嘉永六年一〇月三日 太八郎と改名する

安政四年十二月二二日 従五位下佐渡守に叙任される

明治元年十一月二四日 官位返上により、佐渡と名乗る

明治二年正月一五日 刑事知事を仰せつけられる

明治三年九月 明治政府より笠松県貴属を仰せつけられる

〔系譜〕〔石河家文書 一〇二二〕および「藩士名寄」「士林泝洄」による

番号表題

三九一 (包紙)

*三九一三九五の包紙・括り紐とも。札四枚あり。

年月日

(元禄享保)

差出(作成)↓宛所

形態・数量
包紙 一

三九二

(歴代將軍・当主之靈廟參詣・代參次第覽書)

*破損甚大、取扱注意。法量一〇・二cm×六・九cm。

(享保期)

帖 一

三九三

(五常楽等譜面)

*包紙とも。包紙に「鳳」と記載あり。破損甚大、取扱注意。法量一〇・二cm×五・九cm。

(江戸期)

帖 一

三九四

(御紋付着用之儀等ニ付幕府法令覽書)

*破損甚大、取扱注意。法量一一・五cm×七・〇cm。

(元禄六年享保一四年二月)

帖 一

三九五

(武家諸法度其外幕府法令覽書)

*破損甚大、取扱注意。法量一〇・五cm×七・〇cm。

(享保期)

帖 一

三七〇

(包紙)

*三七〇三五を括っていた紐とも。括り紐に「書付 二」と記載あり。

寛保二年正月

包紙 一

三七二

(在国之節番頭・寺社奉行等被仰付候ニ付書付)

*享保三、四、八、一〇、一三、一五、一八年、元文三、五年、寛保元年の記述あり。

(寛保元年)

状 一

三七三

(寄合渡辺源五右衛門御小性三掃役被仰付ニ付書付)

*端裏に「享保十一年」と記載あり。

享保一二年一〇月三日

状 一

三七七

(切支丹御仕置品之義ニ付問合状写)

*包紙とも。包紙に「切支丹御仕置品之義ニ付土佐守殿江御問合之趣」云々と記載あり。端裏に「写」と記載あり。付札あり。

寛保三亥年二月

状 一

三七四

(御在府織田宮内方尾州発足日限之義ニ付書付)

*包紙とも。二通あり。「御在府織田宮内方尾州発足之義」に関する書付の下書。一通は包紙に張り付いているため開封不能。

(江戸期)七月二〇日

石河伊賀守↓織田宮内様

状 二

三七五

中国筋

*中国筋国名の書上(播磨・美作他一四カ国)。端裏に「公儀御右筆組頭衆御城附へ中国ニ御領分御聴候哉、内々ニ而承知旨被申聞候」云々と記載あり。

寛保四年二月

状 一

番号表題	年月日	差出(作成) ↓宛所	形態・数量
三三六 (御用ニ付五畿内中国海道北国筋御料所村々廻村之節御領分最寄羅通之儀ニ付書付写)	(元文元年以降)子六月	↓(御勘定所神尾若狭守)	狀 一
三三七 (堀川船番所及び熱田船会所等之儀ニ付書付)	(江戸期)	林又左衛門 ↓	狀 一
三三六 (十六日嘉定御祝ニ付書付)	(江戸期)		狀 一
三三九 (来年始御登城之御儀ニ付答書案)	寛保三年二月二十八日	↓(土州殿)	狀 一
三三六 *端裏に「土州殿へ 貴答之案ニ懸 寛保亥三年」と記載あり。			狀 一
三三六 (御上国御礼渡辺半蔵方上使被仰付候節之書付)	(寛保三年)亥		狀 一
三三六 *端裏に「亥年 御用覚書之下書也」と記載あり。			狀 一
三三六 (対馬守殿口宣受取名代ニ付留書案)	寛保四年二月二十九日		狀 一
三三六 *貼紙に「本紙」と記載あり。端裏に「対馬守殿口宣受取ニ高家衆へ為名代相代候 留メ 寛保四子二月下書草案」と記載あり。			狀 一
三三六 (右兵衛督様来年頭御登城之節御老中相渡り候御覚書之儀ニ付書付)	(寛保三年)亥二月二十九日		狀 一
三三六 *端裏に「亥十二月廿九日小之月 右兵衛督様年頭之覚書御老中相渡り候節差上候」云々と記載あり。右兵衛督様は九代徳川宗睦のこと。			狀 一
三三八 (家中儉約ニ付尾州申渡之書付)	(寛保三年)亥二月		狀 一
三三八 *端裏に「亥十二月於尾州申渡有之」云々と記載あり。			狀 一
三三六 (七夕両御丸江御登城之御供相勤候節之覚案)	(延享元年)子年		狀 一
三三六 *端裏に「子年 七夕御登城之御供相勤候節之覚下書」と記載あり。			狀 一
三三六 (松平安芸守殿江相越候節覚書案)	延享元年六月二日		狀 一
三三六 *包紙とも。包紙に「延享元子年六月十二日松平安芸守殿江相越候節之覚書付草案」と記載あり。			狀 一
三三六 (右兵衛督様御登城之節御供之儀ニ付書付)	寛保三年五月九日		狀 一
三三六 *端裏に「右兵衛督様御登城之節仲ま御供有之義ニ付御国元今申越之由ニ而御用人差出候書付也」と記載あり。虫損あり。			狀 一
三三七 (寛保元年五月二日河村兵馬殿御着城為御礼使御下候節其外)	(寛保元年)元文五年		狀 一

二付書付)

*寛保元年五月二日(元文五年正月二日)までの記事が収録されている。朱書で書込みあり。

三八六

(主殿頭方願之通隠居ニ仰出家督円次郎江被下置候ニ付手紙書拔)

寛保三年八月二日

状

*端裏に「寛保三亥八月廿一日主殿頭方願之通隠居ニ仰出之、家督円次郎江被下置候右之趣江戸江申来ル七里手紙書拔」と記載あり。

三八九

(御紋付之儀御改ニ付書付)

寛保三年十一月

状

*包紙とも。包紙に「寛保三亥年十一月御書付」と記載あり。朱書あり。

三九〇

(右兵衛督様具足召初御用相勤候ため金五百足下置ニ付達)

(延享元年五月二五日)

↓野呂茂左衛門

状

*端裏に付箋二点あり。右兵衛督様は九代徳川宗睦のこと。

三九一

(石河伊賀守諸大夫成のため年頭御札元日へ改ニ付申渡)

(元文五年)二月晦日

状

*端裏に「拙者今般致就爵候而、来年頭元日御札申上候ニ付、從殿様来正月也月番御老中江輕ク御達有之、右御達書之写并御城帳へ出候趣末ニ記ス 元文五申年十月」と記載あり。殿様は八代徳川宗勝のこと。奥書に「本多中務大輔殿江玄阿弥を以申達候御書付之写」と記載あり。三九一〜三九二の括り紐とも。

三九二

(常憲院様三十七回御忌日覚書)

(延享三年)一〇月一〇日

状

*常憲院様は五代將軍徳川綱吉のこと。

三九三

(日次記)

(元文五年八月六日〜九月六日)

状

三九四

(瑞龍院様其外之姫君嫁ぎ先覚書)

(江戸期)

状

*瑞龍院様は、二代徳川光友のこと。端裏付箋に「御家代々大名方御掣之義見合候為之書付一通、公家方御掣之見合書付一通」と記載あり。三九四〜三九五の括り紐とも。

三九五

(瑞龍院様姫君・晃禪院様養女其外嫁ぎ先覚書)

(江戸期)

状

*晃禪院様は六代徳川継友のこと。

三九六

(包紙)

(江戸期)亥年

包紙

*三九六〜三九七の包紙。包紙に「南部修理大夫殿江御鷹御所望有之」云々と記載あり。

石河家文書目録(十)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

八

三九二二 (御鷹献上之儀ニ付書付)

(江戸期)亥八月一四日

天野喜六↓

形態・数量
一

*付札三枚あり。包紙に「南部殿江冬ニ付遣候書付挨拶 書付巻通 亥九月下旬志州令御届」と記載あり。

三九二三

(南都修理大夫殿江為御使津田権之丞罷越申述候御口上書案文之写)

(江戸期)一二月

状 一

*包紙とも。包紙に「南都修理大夫殿江為御使津田権之丞罷越申述候御口上書案文之写」と記載あり。

三九二四

(吉田弓左衛門当夏伊賀守様江参上之節御鷹被指上候義ニ付書付)

(江戸期)八月

状 一

*三九二四〜三九二六の括り紐あり。袖裏に「南部」と記載あり。

三九二五

(尾張家へ鷹献上之儀ニ付諸事伺書)

(江戸期)七月

鈴木左内↓(南部修理大夫様方)

状 一

*南部修理大夫方へ鷹に関する諸事についての伺書。

三九二六

覚(若黄鷹一居之産地等ニ付)

(江戸期)一〇月

状 一

*後半不開。盛岡遠野見石山産。

三九四

(源氏物語覚書)

(江戸期)一〇月

状・縦 二

*包紙にくるまれた冊と状がある。「桐壺」「帚木」「空蟬」など各巻の登場人物やその内容が記載されている。包紙に「御筆」と記載あり。

三九五一

秘伝之書付(包紙)

享保一六年正月

関又右衛門↓

包紙 一

*三九五一〜三九五四の括り紐とも。包紙に「享保十六亥正月 秘伝之書付 関又右衛門」と記載あり。

三九五二

(武家装束着用之次第其外書付)

(江戸期)

状 一

*衣冠之次第、狩衣他に使用する諸道具を記載。

三九五三

(御布直垂之具・御束帯之具・御衣冠之具覚)

(江戸期)

状 一

*端書に「大役之事」と記載あり。

三九五十四

御裾の御捌被遊様之事(御裾の作法其外覚書)

(江戸期)

状 一

三九五十一

(城中御礼之写書)

享保一四年正月三日

成瀬半左衛門↓

状 一

* 三九一〜三九七の括り紐とも。付札に「正月三日無官御礼 扣」と記載あり。享保一二年一二月の記事及び慶安三年他の先例の写等が記載される。

三九二

(渡辺半蔵自分御札ニ付伺書写)

(享保一六年二月二〇日)

一七年正月三日

状

一

三九三

(御老中方客対之節式次第)

(江戸期)

状

一

* 三九三〜三九七の括り紐とも。紐に「客対」と書かれた小札あり。

三九四

覚(客対無之日限書付)

(江戸期)

状

一

* 朔日・八日・十日・十四日・十五日・十七日・廿八日・晦日は客対なしと記載。

三九五

(御老中方若年寄衆客対日之儀ニ付達書)

享保一五年八月八日

(大御目付有馬出羽守殿)↓(御城附共)

状

一

三九六

(評定所出座ニ付御達)

享保一三年

状

一

三九七

(殿様御噂之断御承知之儀ニ付御礼状)

(江戸期)七月中日

状

一

三九七

(括り紐・札)

(江戸期)

札

一

* 三九五〜三九七の括り紐とも。札に「在府(一)」と記載される。

三九八

(包紙)

延享元年

包紙

一

* 「江戸詰越ニ付而之書付」と記載されている。三九八〜三九九の括り紐とも。

三九九

(御家老衆年頭献上物之義ニ付書付)

(延享二年)閏二月

状

一

* 三九九〜三九九の括り紐とも。本状に対する小札が挟み込まれている。

三九九

年頭献上物

(江戸期)閏二月

状

一

三〇〇

(包紙)

(江戸期)亥二月

包紙

一

* 三〇〇〜三〇〇の包紙。括り紐とも。包紙に「祝儀御内意之趣被申越候、隼人殿々到来之管返報案と而内願之案文 亥十二月」と記載あり。

三〇一

(在府中御用被相達候ニ付書状)

(江戸期)

状

一

* 端裏に「伊賀守様 隼人正」と記載あり。

(成瀬)隼人正↓(石河)伊賀守様

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三〇二 隼人正殿へ上報案(来春御参府御供之御内意被蒙仰候儀ニ付書状)

(江戸期)二月二三日

↓(成瀬)隼人正殿

状 一

*端裏に「隼人正殿へ上報案」と記載あり。

三〇三 (詰越之儀ニ付書状案)

(江戸期)二月一七日

↓(成瀬)隼人正

状 一

*端裏に「隼人正殿へ遺案文」と記載あり。

三〇一 (包紙)

(江戸期)

包紙 一

*三〇二〜三〇二六の包紙。

三〇二 覚(夫銀・路銀ニ付)

(江戸期)二月

状 一

三〇三 (拝借金三百両廿ヶ年賦之儀ニ付書状)

(江戸期)二月七日

竹(腰)志摩守(正武)↓(石河)伊賀守(光當)様

状 一

*包紙とも。包紙に「石伊賀守様 竹志摩守 尤不及御通例候」と記載あり。

三〇四 (詰越之儀ニ付書状写)

寛保三年二月一三日

成瀬隼人正(正泰)↓石河土佐守様

状 一

*端裏に「寛保三亥十二月尾州の土佐守様へ成瀬隼人正殿の之来翰写」と記載あり。

三〇五 (来年御参府之節隼人殿御供被仰付候儀ニ付書状)

(江戸期)臘月四日

竹(腰)志摩守(花押)↓(石河)伊賀守様

状 一

三〇六 (詰越之儀ニ付書状案)

(江戸期)二月一七日

↓志州殿(竹腰志摩守)

状 一

*端裏に「志州殿別紙を以申上候案文」と記載あり。

三〇一 (御前詰越表勤被仰付候ニ付書付)

延享元年四月三日

状 一

*包紙とも。包紙に「御意之趣覚書」と記載あり。

三〇三 (拝借金三百両之儀ニ付書状)

(江戸期)二月六日

成瀬隼人正(正泰)(花押)↓石河伊賀守様

状 一

*包紙二点あり。外側の包紙に「石河伊賀守様 成瀬隼人正」と記載あり。内側の包紙に「拝借金被仰付候ニ付而申候隼人殿来書返報案ハ別ニ有之并御礼品も別ニ有」と記載あり。

三〇四 (包紙)

(江戸期)

包紙 一

*三〇五〜三〇七の包紙。包紙に「御隠居様之御状三封」と記載あり。

三〇五一 (包紙)

*三〇五二―三〇五四の包紙。包紙に「御隠居様御書式封」と記載あり。(江戸期)

三〇五二 (包紙)

*三〇五三―三〇五四の包紙。包紙に「伊賀守殿 愚翁」と記載あり。伊賀守殿は石河光當、愚翁は石河正章のこと。

三〇五三

(拝借金三百兩二十ヶ年賦返上之儀ニ付書状)

(享保一六年―宝暦三年)
正月二六日 愚翁(石河正章)↓(石河)伊賀守(光當)殿

三〇五四

手紙之写(先日御申聞候拝借之義ニ付書状)

(享保一六年―宝暦三年)
正月二六日 (愚翁)↓(伊賀守殿)

三〇六一 (包紙)

*三〇六一―三〇六三をくるんでいた包紙。包紙に「伊賀守殿参 愚翁」と記載あり。

三〇六一

(去ル十六日芳翰之趣委曲承知等ニ付書状)

(享保一六年―宝暦三年)
臘之一九日 愚翁(石河正章)↓(石河)伊賀守(光當)殿

三〇六三

案文之写(伊賀守詰越御免内願之儀ニ付)

(江戸中期)
(月未詳)一九日 (愚翁)↓(石河)伊賀守(光當)

三〇六七

返答之写(伊賀守来年詰越之儀ニ付)

(江戸中期)
季冬(二月)五日 愚翁(石河正章)↓(石河)伊賀守(光當)殿

*包紙とも。

三〇六八

(拝借金三百兩扱方ニ付書付)

(江戸期)

*端裏に「子正月、二、石黒丹下内々ニ而心付候旨答認候今在所ニ而被御目懸候書付也」と記載あり。

三〇六九

覚(金百兩利足覚書)

(江戸期)

*端裏に「三」と記載あり。

三〇七〇

(金百兩利足金ニ付覚書)

(江戸期)正月二日

*端裏に「五」と記載あり。

三〇七一

覚(至極御内密之百兩利足金ニ付覚)

(江戸期)子正月

杉浦春郎右衛門・林又右衛門↓

石河家文書目録(十)

包紙 一
包紙 一
状 一
状 一
包紙 一
状 一
状 一
状 一
状 一
状 一
状 一
状 一
状 一
状 一

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三三 (二十ヶ年賦拝借金之儀ニ付書状案)

(江戸期)正月二日

石河伊賀守(光當)↓愚翁(石河正章)様

状 一

*奥書あり。端裏に「尊答之案」と記載あり。

三三三 (来春詰越御用勤御意ニ付書状)

(江戸期)四月六日

状 一

三三四 (包紙)

(寛延元年)

包紙 一

*包紙に「寛延元辰 勇之助様・幸之丞様初而御目見ニ付而之書付品々」と記載あり。勇之助様は八代徳川宗勝六男の勝長、幸之丞様は同七男で高須家七代の勝當のこと。括り紐・小札とも。

三三五 (石河民部・石河勘兵衛之儀御尋ニ付書状)

(江戸期)五月一日

石河主税↓石(河)伊賀守様

状 一

*端裏に「石伊賀守様 石河主税」と記載あり。

三三六 (大名席次覚書)

(江戸期)

状 一

三三七 (三歳死去のため忌服之儀其外ニ付書状)

(江戸期)九月四日

石河土佐守↓石河伊賀守様

状 一

*包紙とも。

三三八 (登城之節席之儀ニ付書付)

(寛延元年以降)

状 一

三三九 明十五日勇之助様・幸之丞様初而御目見ニ付御供御介削勤覚

(寛延元年九月)

状 一

三三〇 勇之助様・幸之丞様御目見帰御之上御祝之御次第

(寛延元年九月一五日)

横半 一

三三一 (玄蕃頭・織部正登城月日覚)

(寛保元年)

状 一

*端裏に「御例書」と記載あり。玄蕃頭は紀伊家六代目宗直の次男松平頼淳、織部正は同三男松平頼英。

三三二 (本丸西丸登城・退出後御廻順ニ付書付)

(寛保ノ延享)

状 一

*御廻先として老中・若年寄以下一四名が書き付けられている。「豊姫様(八代徳川宗勝の女)の記載あり。三三九と関連あり。

三三三 (尾張殿御目見被仰付候間登城候ニ付達書)

(江戸期)九月一四日

状 一

*端裏に「尾張殿家老衆江」と記載あり。

三三四 (寛保元年紀州様御参府其外ニ付次第書付)

寛保元年

状 一

三五 (勇之助様・幸之丞様御登城之節播磨守御世話申上候様
被蒙仰候儀ニ付書状) (寛延元年)九月一四日 東條唯右衛門↓下條庄右衛門様 状 一

三六 五節句・八朔月次御登城之御達之事 (江戸期) 状 一

三七 (尾張様御誕之趣忝次第其外ニ付書状) (江戸期)五月二六日 小笠原石見守↓石河土佐守様 状 一

*包紙とも。

三八 (御前様之儀ニ付書付) (江戸期)二月一四日 小宮石三郎(カ)↓石河土佐守様 状 一

*包紙とも。端裏に「土佐守様 石三郎」と記載あり。

三九 (包紙) (江戸期) 包紙 一

*三三九一〜三三九三の包紙。包紙に「御廻り御暇御口上之振 書付」と記載あり。

四〇 (松平勇之助・同幸之丞初御目見之節仰述之振) (寛延元年九月) 状 一

*付札に「大納言様江も御目見御座候て公方様大納言様江初而致御目見と被仰替候事」と記載あり。勇之助は八代徳川宗勝六男の勝長、幸之丞は同七男で高須家七代勝當のこと。大納言様は世子徳川家治、公方様は九代將軍徳川家重のこと。

四一 (本丸西丸登城・退出後御廻順ニ付書付) (寛保延享) 状 一

*付札二枚あり。御廻先として老中・若年寄以下一四名が書き付けられている。「豊姫様(八代徳川宗勝の女)の記載あり。三三三と関連あり。

四二 (紀州家参府之節御目見之次第) (寛保元年三月) 状 一

四三 (松平勇之助・同幸之丞御目見願ニ付尾張殿内存之旨書付写) (寛延元年八月) (石河土佐守)↓(堀田相模守) 状 一

*包紙とも。包紙に「書付写 御内慮 石河土佐守を以御内々ニ堀田相模守殿江被仰遣候趣」と記載あり。この時の尾張殿は八代徳川宗勝。

四四 (包紙) (江戸期) 状 一

*三三三二〜三三三四の包紙。三三三一〜三三三二を括っていた紙縫りとも。紙縫りに「御扣書付三通」と記載あり。

四五 (松平摂津守其外御家之御例) (江戸期) 状 一

*端裏に朱書で「御家之御例」と記載あり。松平摂津守義行(二代徳川光友次男・高須家初代)・松平出雲守義昌(二代徳川光友三男・大久保家初代)などの御家の御札が書かれたもの。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三三三

(松平日向守御家之御例)

(江戸期)

状 一

* 端裏に朱書で「御家之御例」と記載あり。松平日向守は高須家二代松平義孝(三代徳川綱誠一四男)。

三三三四

(紀伊家御子息初御目見之御例)

(江戸期)

状 一

* 端裏に朱書で「紀州之御例」と記載あり。

三三三五

(包紙)

(寛延元年)

包紙 一

* 「御伺書案式通」と記載される。三三三六〜三三七七の包紙。

三三三六

(松平勇之助・同幸之丞御目見之儀ニ付書付)

(寛延元年)九月

状 一

* 端裏に「尾張殿」と記載された貼紙あり。

三三三七

(松平勇之助・同幸之丞初御目見之節三御所様江献上物之儀ニ付書付)

(寛延元年)

状 一

* 端裏に「尾張殿」と記載された貼り紙あり。

三三三八

(九月十五日月次御礼次第)

(江戸期)

状 一

* 月次御礼での御礼者を各部屋ごとに書き上げたもの。

三三三九

(玄蕃頭様・織部正様初御目見其外ニ付書付)

(延享四〜宝暦三年)

状 一

* 玄蕃頭様は紀伊家六代宗直の次男松平頼淳、織部正様は同三男松平頼央。

三三三〇

(但馬守御子様万年齡書上)

(元文四年)

状 一

* 八代徳川宗勝の子息(惣五郎、秀之助、栄之助、勇之助、息女(房姫、豊姫)の年齢が書かれたもの。

三三三一

(松平勇之助・同幸之丞御目見之御礼ニ付御指図伺書案)

(寛延元年)九月

状 一

* 包紙とも。包紙に「御伺書案 此御伺書ハ先達而土佐守江御内談御座候ニ相達無御座候」と記載あり。端裏に「尾張殿」と記載された貼り紙あり。

三三三二

(袋)

(宝永〜享保)

袋 一

* 三三三二〜三三三六までの袋。綴じ紐に付札あり。付札に「此袋之内今度在府入用品ニ而ハ有之間敷候得者若何そ見合ニ可成哉」と記載あり。享保二年(一三年)までの在府・御暇に関する書付などを収めていた袋。

三三三一二

(享保貳四年御城帳書拔)

(享保二年)

*「阿部豊後守江申達指出候書付(石川靱負参府之儀ニ付)」などが記載される。紙縫りとも。紙縫りに「享保貳参府」と記載された付札あり。

三三三一一

(享保三戊三月廿三日其外御城書写)

享保三年

*三三三一一七までを括っていた紙縫りとも。紙縫りに「享保三戊 御暇」と記載された付札あり。

三三三一四

(自分御暇ニ付御城書写)

(享保期)

(御城附)

*端裏に「御城附の紀州様御城附近承合候処着順候ニ而留書奉行江御城附の指越候書付写」と記載あり。

三三三一五

(渡辺飛驒守尾州江被為差登候ニ付御城附を以被仰達候覺写)

(宝永三年九月)
享保二年

(御城附)

*三三三一六を括っていた紙縫りとも。紙縫りに「御暇被蒙ニ付留書奉行を為見候書付写之」と記載された付札あり。

三三三一六

覺(年寄石川靱負御暇之節御目見之儀ニ付書付)

(宝永三年)

*「此度御暇御達之書付ニ付朱書」と記載された付紙あり。石川(石河)靱負は四代石河正章のこと。

三三三一七

享保三戊年江戸の七里手紙之内(靱負尾州へ指登之儀ニ付)

(享保三年)三月二十九日

河村縫殿外三名↓大道寺駿河守殿外二名

三三三一八

覺(参府御札之事御城書書拔)

享保八年三月

*三三三一八を括っていた紐とも。括り紐に「享保八卯 参府」と記載された付札あり。

三三三一九

(享保八年御城書写)

享保八年

*端裏に「享保八卯 参府」と記載あり。

三三三二〇

(御暇ニ付御城書写)

享保九年

丸山昌貞

*三三三二〇を括っていた紐とも。括り紐に「享保九辰 御暇」と記載された付札あり。

三三三二一

覺(享保九辰三月廿二日御城書写)

享保九年三月

*石川出羽守(四代石河正章)の参府について書かれたもの。

三三三二二

(石川出羽守尾州江為差登ニ付例書)

(享保期)三月二日

*「石川出羽守」は四代石河正章のこと。

三三三二三

(享保十二年御城書写)

(享保二年)

丸山昌貞・鈴木左内↓

*三三三二三を括った紐とも。紐に付札「享保十二未参府」と記載あり。端裏書「享保十二未参府」と記載あり。

石河家文書目録(十)

番 号 表 題

参府之御札等ニ付御城書写

年月日
享保一二年

差出(作成)↓宛所

形態・数量
一 状

*本文に「享保十二未十一月廿二日着府」と記載あり。

享保十二未十一月廿三日御城書写

享保一二年一月三日

*付札あり。

一 状

御暇之儀ニ付御城書写

享保一三年二月

一 状

*「享保十三申 御暇」と記載された付札あり。

(在府中御奏番衆覚書)

(享保一三年)

一 状

(享保一三年御城書写)

(享保一三年)

一 状

*端裏に「御城書之写」と記載された貼紙あり。

(大御目付内藤日向守殿御城附供為心得見せ被申候書付写)

享保九年二月二十九日

一 状

*「西丸江務品」と記載された付紙あり。

(殿様・紀州様・水戸様御家老ニ御丸江為御祝儀参上ニ付書付)

享保一〇年正月朔日

一 状

*端裏に朱書で「一ノ二」、墨書で「是ハ二九也 我當時不用」と記載される。

(水野和泉守殿被仰渡候西丸江出仕之覚其外ニ付御城書写)

享保一〇年六月

一 状

*端裏に朱書で「二」と記載あり。御三家・諸大名などが年始・五節句・八朔・月次の御札で西丸へ出仕する際の心得が書かれたもの。水野和泉守殿は老中水野忠之。

(松平左近将監様より順阿弥を以御城附共江御書付一通ニ而被仰聞候写)

享保一七年正月二三日

一 状

*端裏に朱書で「三」と記載あり。万石以上の者による大納言様(世子家重)への献上物、御簾中様(比宮培子)への指上物について書かれたもの。松平左近将監様は老中松平乗邑。

(御暇之節従大納言様被下物之覚)

享保一二未年三月一〇日

一 状

*「天」を括っていた紙縫りとも。紙縫りに「御暇之節従大納言様被下物」と記載される。端裏に朱書で「一」と記載あり。大納言様は世子徳

川家軍。

三三三十四

(大納言様より山村甚兵衛其外江被下物之儀ニ付御城書写)

享保二二年三月一日

状

一

*端裏に朱書で「二」、墨書で「享保十二未年在江戸御用人より愛許同役江指越手紙之写三月十九日差出」と記載される。

三三三十五

享保十二未年四月四日御用人指出

(享保二二年)三月

状

一

御本丸御城附差出候書付写

(諸大名御暇之節大納言様より之被下物其外ニ付)

*端裏に朱書で「三」、墨書で「享保十二未年四月四日御用人指出」と記載あり。「御本丸御城附差出候書付写」と記載された付箋あり。

三三三十六

(諸大名御暇之節大納言様よりも被下物有之ニ付御書付写)

享保二二年三月一〇日

状

一

*端裏に朱書で「四」と記載あり。

三三三十七

(袋)

*「江府御用之書付」と記載された付箋あり。三三三十七と三三三十八をに入れていた袋。

(江戸期)

袋

一

三三三十八

御供御使御名代(覚書)

(宝永三年)享保二二年)

横長

一

*括りつけられた文書「登城之節次第覚書」一点あり。文書の端裏に「五月五日御供覚書」と記載あり。

三三三十九

享保十六亥年百回御忌増上寺御参詣御規式

(享保一六年)

状

一

*端裏に朱書で「極秘」と記載あり。

御右筆蟠川数馬・同佐々木新三郎

三三四十

覚(殿様御参ニ付寺岐守様御装束ニ而供奉之節之事

(江戸期)卯月

横

一

其外書付)

*包紙とも。包紙に「供之者之衣服留書之書拔」と記載あり。

三三四十

(紅葉山・増上寺等御参御供之御家老罷在候所之書付)

(宝永六年四月)

状

一

*三三四十と三三四十を括っていた紙縫とも。包紙とも。包紙に「御宮御仏殿江御参之節御供之御家老罷在候之所書付、宝永六丑年四月より如此先年之通ニ罷

成候」と記載あり。朱書で「証跡之書付 此書付と見合セ申候絵図有之」ともあり。端裏に朱書で「常憲院様御代より古例致相違之處、文昭院様御代替之初

メ宝永六丑年御尋ニ付、先例三浦遠江守覚罷在、如此御書付御差出被遊、則古例之通従公義御改御座候 同年四月より復先規」と記載あり。

三三四十

享保五子年十月十四増上寺御参之御供

(享保五年)子一〇月一四日

状

一

山澄将監殿被勤候覚書之写

石河家文書目録(十)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

三三四七 御用人指出候書付(紅葉山御宮予参ニ付)

享保一五戌五月二日

形態・数量
状 一

*端裏に「此義折本ニ書写済」と記載された付箋あり。

三三四八 (正月廿四日増上寺御参詣ニ付御城書写)

享保二未正月二六日

状 一

三三四九 東叡山御予参之儀前日御老中へ出候御書付写

享保六年正月一〇日

状 一

三三四一〇 (紅葉山大猷院様御仏殿へ参殿ニ付書付)

享保五子五月一八日

状 一

*大猷院様は三代將軍徳川家光の院号。

三三四一一 (享保十五戌御参府之節道中次第案文)

享保一五年

状 一

*三三四一二〜三三四一三を括っていた紐とも。端裏に「享保十五戌御参府」と記載あり。

三三四一二 (御道中泊宿・昼休之節御旅館へ召連之者ニ付書付)

(江戸期)

状 一

*端裏に「新法御目付差出書付」と記載あり。

三三四一三 御供当日之覚

(江戸期)

状 一

(船渡場・御泊御昼休御旅館江御供之事等覚書)

*端裏に「新例」と記載あり。

三三四一四 享保元年申七月十四日御城書(御参詣御名代之覚写)

(享保元年)

状 一

*三三四一四〜三三四一九を括っていた紙縫りとも。紙縫りに「公義御精進・御参詣・御名代書付六通」と記載された付札あり。

三三四一五 (御精進日相改候ニ付御城書写)

享保元年

状 一

*奥書に「右者十二月二日之御城書ニ有之」と記載あり。

三三四一六 (日光准后へ被仰進候寺社参詣忌服等ニ付御城書写)

宝永七年三月七日

状 一

三三四一七 (紅葉山上野増上寺御名代之儀ニ付御城書写)

享保二年一月朔日

状 一

三三四一八 (大納言様年中御社参詣日之義ニ付御城書写)

(享保一〇年)

状 一

*大納言様は世子徳川家重のこと。

三三四一九

(浄円院様御位牌所御参詣之儀ニ付御城書写)

享保二年八月二七日

状

* 浄円院は八代將軍徳川吉宗の生母お由利の院号。

三三四一〇

覚(礼物法事之儀ニ付書付写)

享保七年二月三日

水野和泉守→渡辺弾正

状

* 三三四一〇、三三四一三を括っていた紐とも。包紙とも。包紙に朱書で「御扣」と記載あり。水野和泉守は老中水野忠之のこと

三三四一三

覚(將軍家御代々御靈屋之數可被減与思召ニ付書付写)

(享保五年)

状

* 包紙とも。包紙に「享保五年八朔殿様水戸様御登城之節御靈屋之儀ニ付於御白書院御老中御直ニ可指上候御書付之写」と記載される。包紙に朱書で「御扣」と記載あり。

三三四一三

(包紙)

(江戸期)

状

* 三三四一三、三三四一五の包紙。紙縊りとも。包紙に「此書付共ハ古風當時不用市買御用書張紙之写也」と記載される。

三三四一三

(家中之又者出入之節取計方等書付)

(江戸期)

状

* 前欠。

三三四一四

(御家中之面々之妻并娘懸り人之女等湯治之儀ニ付書付)

(江戸期)

状

三三四一五

御役料被下輩

(江戸期)

状

* 御国奉行・熱田奉行・御城附他二四の役職が記されている。

三三四一六

年始且亦殿様所々江出御之節年寄中御殿江罷出并退出之覚

(江戸期) 午正月

状

三三四一七

覚(御法度場所ニ付書付)

(江戸期)

状

三三四一八

(地震之節姫君様・五郎太様江為何御機嫌罷出候ニ付書付)

(江戸期)

状

三三四一九

(火事之節申合覚)

(元禄二五年四月)

状

* 端裏に「火事之節之申合覚両通」と記載された付箋あり。

三三四二〇

覚(東海道新居渡場御普請之儀ニ付書付)

(江戸期) 三月

状

* 三三四一〇、三三四一四を括っていた紐とも。括り紐に「道々之書付」と記載された付札あり。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三四一三 (享保七年九月十四日月次御札ニ付書付写)

享保七年九月一四日

状 一

三三四一三 (大納言様御本丸江御成之日割ニ付御城書写)

(享保期)九月五日

状 一

*大納言様は世子徳川家重のこと。

三三四一三 (館初而御献上之儀ニ付例書)

(江戸期)

状 一

三三四一四 御鷹場(九ヶ所書付)

(江戸期)

状 一

三三四一五 (享保六年八月朔日御城書写)

享保六年

状 一

*下ヶ札あり。

三三四一六 享保十三年申年七里状留(江戸表ニ而近隣出火之節取計方)

享保十三年二月六日

状 一

三三四一七 覚(諸大名衆登城之節下乗場所ニ付覚書)

(江戸期)六月一日

状 一

三三四一八 (紀州家・水戸家常登城之節供連等書付)

享保四亥七月

状 一

三三四一九 (大御目付鈴木飛驒守殿より諸向仰渡之御城書写)

享保一六年

状 一

三三四二〇 (御目付衆江相尋候儀ニ付書付)

(江戸期)

状 一

三三四二一 (姫君様より被下物上ヶ物一件ニ付書付)

(江戸期)二月

状 一

*端裏に「從 姫君様御家中衆江被下物上ヶ物之儀尾州岡役々申越候手紙書拔」と記載あり。

三三四二二 (明後十一日公方様浜御殿御成之際御目付衆一人・五十人御目付押之者相越ニ付達書)

(江戸期)六月九日

状 一

*端裏に「御用人差出」と記載あり。

三三四二三 (廿四日婚礼等指扣之事ニ付書付)

享保四亥九月七日

状 一

三三四二四 (紀州家江上使遣其外之先例覚)

(江戸期)

状 一

*宝永七年・正徳二年・享保三年の先例が書かれている。

三四四〇 (付札)

*「御使ニ而出府之節可見合」と記載あり。三四四一〇～三四四一五の紙縫りとも。

(江戸期)

付札

一

三四四一

西御丸御城書(紀州様御帰国等ニ付)

享保二年六月二七日

状

一

三四四二

(対馬守殿御本丸ニ而拝領物之御礼ニ
西御丸江罷出候ニ付書付)

享保二年六月二日

成瀬大内蔵↓

状

一

*対馬守殿は老中安藤信賢(信友)のこと。

三四四三

(御国元々之御使者之儀ニ付西丸御城書写)

(享保二年)未六月七日

状

一

*端裏に「三」と記載あり。

三四四四

(殿様去廿三日御帰城等之書状)

宝永八卯年四月二九日

織田周防守(貞幹)↓石川靱負(正章)様

状

一

*殿様は四代徳川吉通のこと。

三四四五

(大納言様より之御懇之上意等ニ而
尾州家より御礼ニ付奉書写)

(享保二年)五月四日

松平伊賀守忠固外二名↓野崎伊勢守(兼林)殿

状

一

*端裏に「享保十二未年奉書写」と記載あり。三四四六～三四四五を括っていた紙縫りとも。

三四四六

享保十二未年奉書写(大納言様御樽有為御礼登城ニ付)

享保二年五月四日

安藤対馬守信賢↓野崎伊勢守(兼林)殿

状

一

*端裏に「享保十二未年奉書写」と記載あり。

三四四七

(包紙)

(江戸期)

包紙

一

*「極秘書付 六通」と記載あり。三四四八～三四四九を括っていた紙縫りとも。

三四四八

紅葉山江轅ニ而御成之行列(行列図)

(江戸期)

状

一

*端裏に朱書で「二」と記載あり。朱書にて数カ所訂正あり。

三四四九

紅葉山江御駕籠ニ而御成行列(行列図)

(江戸期)

状

一

*端裏に朱書で「二」と記載あり。朱書にて数カ所訂正あり。

三四五〇

御城外所々御成行列(行列図)

(江戸期)

状

一

*端裏に朱書で「三」と記載あり。

石河家文書目録(十)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

三三四一五 (御鷹野御成行列図)

(江戸期)

形態・数量
一 状

*端裏に朱書で「四」と記載あり。朱書にて数カ所訂正あり。

三三四一六

西丸并吹上江御成行列(行列図)

(江戸期)

一 状

三三四一七

二丸御成行列(行列書)

(江戸期)

一 状

三三四一八

(廿一日小石川餌指町より出火一件ニ付覚)

享保七年正月

一 状

*三三四一五、三三四一六を括っていた紙縫りとも。紙縫りの付札に「火事之埒」と記載あり。

三三四一九

(御曲輪之内出火之節心得方書付)

享保六年丑二月二十六日

一 状

三三四二〇

(定火消衆へ被仰出候書付写)

(江戸期)八月二十六日

一 状

三三四二一

(火事之節定火消衆御役小屋江罷出候人数覚)

享保七寅一〇月二三日

一 状

三三四二二

(大名火消御三家様方御屋敷江罷越之儀ニ付書付)

享保七寅九月二十六日

一 状

三三四二三

(御屋敷御近所火事之節公義火消衆馳付無之ニ付書付)

享保八年二月二五日

一 状

三三四二四

(四谷御門・市谷御門之内番町より出火之節
非番大名六人召連之事ニ付書付)

享保八卯正月

一 状

三三四二五

(去ル十五日定火消衆江相渡候由并定火消衆
被指出候由之趣ニ付書付写)

享保七年九月

一 状

三三四二六

(若君様江被差上物覚其外御城書写)

(江戸期)辰二月二八日

一 状

*三三四二五、三三四二六を括っていた紙縫りとも。紙縫りの付札に「被献上物相改り御減少」と記載あり。

三三四二七

(月並御献上之儀其外ニ付書付)

享保七年四月

一 状

同一年八月五日

三三四二八

(御鷹場之儀ニ付御城書書拔)

(江戸期)

一 状

*三三四二七、三三四二八を括っていた紙縫りとも。紙縫りの付札に「御鷹場」と記載あり。

三三四一七 (御鷹場御暇之儀ニ付御城書写) (江戸期)一〇月一四日 状 一

*三三四一七〇〜三三四一七五を括っていた紙縫りとも。

三三四一七 (御鷹場御暇ニ付七里手紙書拔) (享保六年)二月三日 状 一

三三四一七 (享保六丑十一月十日御鷹場江御暇之節御城書写) 享保六年二月一〇日 状 一

三三四一七 (清戸村方角等覚) (江戸期) 状 一

三三四一七 前澤御留守之覚 (江戸期) 状 一

*端裏に朱書で「章長院様御書付」と記載あり。章長院は三代石河章長のこと。

三三四一七 (尾張殿鷹場御暇其外之儀ニ付書付) (江戸期) 状 一

三三四一七 (紙縫り) (江戸期) 紐 二

*三三四一七〇〜三三四一七五を括っていた紙縫り。

三三四一七 (男子出生祝儀ニ付返札) (元文五年〜明和元年) 状 一

二月六日

三三四一七 (岩千代殿縁組演説ニ付返札) (明和八年〜安永二年) 状 一

二月二五日

三三四一七 (年始御祝詞ニ付書状) (江戸末期)正月五日 状 一

鴻池善右衛門幸富(花押)
↓杉山弥一左衛門様 他三名

三三四一七 (暑中御見舞ニ付書状) (江戸末期〜明治) 状 一

六月一〇日

三三四一七 (御代替之御札ニ付返札) (安政五年)二月二三日 状 一

三三四一七 (年頭御札首尾能相済候ニ付書状) (元文五年〜安永二年) 状 一

*折紙。包紙とも。

三三四一七 (年頭御札相済候ニ付書状) (元文五年〜宝暦九年) 状 一

二月七日

戸田淡路守(氏房)(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

*折紙。包紙とも。

石河家文書目録(十)

番 号 表 題

三三三 (年頭御礼首尾能相済候ニ付書状)

*折紙。包紙とも。

年月日

(延宝五年) 貞享元年
正月一三日

差出(作成)↓宛所

小出信濃守英智(花押)↓石河伊賀守(章長)様

形態・数量

一

三三四 (年頭御礼首尾能相済候ニ付書状)

*折紙。包紙とも。

(安永五年) 寛政六年
正月一五日

鳥居丹波守忠孝(花押)↓石河伊賀守(光籌)様

状

一

三三五 (年始之規式相済候ニ付書状)

*折紙。包紙とも。

(寛延二年) 安永二年
正月一九日

酒井石見守忠休(花押)↓石河伊賀守(光當)様

状

一

三三六 (年始御祝詞ニ付書状)

*折紙。包紙とも。

(寛保元年) 延享二年
正月一九日

松平因幡守(康郷)(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

一

三三七 (年始之御規式首尾能相済候ニ付書状)

*三三七一、三三七二の紙縫りとも。包紙とも。

(寛保元年) 延享二年
正月一六日

水野河内守忠富(花押)↓石河伊賀守(光當)様

状

一

三三七 (年始御祝詞ニ付奉書)

*折紙。包紙とも。

(元文五年) 明和三年
正月一六日

戸田土佐守忠胤(花押)↓石河伊賀守(光當)様

状

一

三三七 (年始御祝詞ニ付書状)

*折紙。包紙とも。

(寛保元年) 延享二年
正月一八日

高井兵部少輔信房(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

一

三三七 (年始御祝詞ニ付書状)

*折紙。包紙とも。

(元文五年) 宝暦五年
正月一八日

松平采女正忠盈(花押)↓石河伊賀守(光當)様

状

一

三三七 (年始御祝詞ニ付書状)

(寛保元年) 延享二年

水上美濃守(興正)(花押)

状

一

* 折紙。包紙とも。

三四七六

(年始御祝詞二付書状)

正月一八日

↓石河伊賀守(光當)様

(元文五年)安永二年
松平肥前守忠根(花押)↓石河伊賀守(光當)様 状

* 折紙。包紙とも。

三四七七

(年始之御規式首尾能相濟二付書状)

(延享元年)二年
正月二三日

松平宮内少輔忠恒(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

* 折紙。包紙とも。

三四七八

(年始御祝詞二付書状)

(元文五年)宝暦一〇年
正月一八日

小堀土佐守政方(花押)↓石河伊賀守(光當)様 状

* 折紙。包紙とも。

三四七九

(年始御祝詞二付書状)

(寛保元年)延享二年
正月一六日

小笠原若狭守信喜(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

* 折紙。包紙とも。

三四八〇

(年始御祝詞二付書状)

(元文五年)明和二年
正月一八日

巨勢大和守利啓(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

* 折紙。包紙とも。

三四八一

(年始御祝詞二付書状)

(元文五年)安永二年
正月一七日

田沼主殿頭意次(花押)↓石河伊賀守(光當)様 状

* 折紙。包紙とも。

三四八二

(年始御祝詞二付書状)

(寛保元年)延享二年
正月一六日

菅沼織部正(定用)(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

* 折紙。包紙とも。

三四八三

(年始御祝返札)

(弘化二年)同四年
正月一五日

青木駿河守重龍(花押)↓石河伊賀守(光茂)様 状

* 札紙とも。

石河家文書目録(十)

番 号 表 題

三〇八一 (献上御残小豆ニ付書状)

*三〇八一〜三〇八二の紐とも。

三〇八二 (献上御残小豆ニ付書状)

三〇八三 (献上御残小豆一箱ニ付書状)

三〇八四 (献上御残干狗脊ニ付書状)

三〇八五 (献上御残干狗脊一箱ニ付書状)

*折紙が切れている。

三〇八六 (献上御残干狗脊ニ付書状)

*折紙が切れている。

三〇八七 (年始御規式相濟候ニ付御祝詞預示之趣書状)

*折紙が切れている。

三〇八八 (年始御礼首尾好相濟候ニ付書状)

三〇八九 (年始御祝詞ニ付書状)

*折紙。

三〇九〇 (献上御残小豆ニ付書状)

*折紙。

年月日

(嘉永元年〜同五年)
二月一五日

差出(作成)↓宛所

菅沼織部正定志(花押)↓石河出羽守(光茂)様

形態・数量
一

(安永五年〜文化六年)
二月一一日

牧野伊予守成著(花押)↓石河伊賀守(光壽)様

一

(嘉永元年〜同六年)
二月八日

岡部因幡守長富(花押)↓石河出羽守(光茂)様

一

(弘化元年〜嘉永元年)
六月二七日

松平飛驒守忠徳(花押)↓石河伊賀守(光茂)様

一

(弘化三年〜嘉永二年)
六月晦日

大岡主膳正忠固(花押)↓石河伊賀守(光茂)様

一

(嘉永元年〜同五年)
七月

夏目左近将監信明(花押)
↓石河出羽守(光茂)様

一

(嘉永元年〜同五年)
二月一五日

松平飛驒守忠徳(花押)↓石河出羽守(光茂)様

一

(弘化二年〜嘉永元年)
正月二五日

太田隠岐守資寧(花押)↓石河伊賀守(光茂)様

一

(延享元年〜宝暦八年)
正月二八日

戸田淡路守氏房(花押)↓石河伊賀守(光寛)様

一

(元文五年〜宝暦四年)
二月六日

松平采女正忠盈(花押)↓石河伊賀守(光寛)様

一

三四八一二 (献上御残干狗脊一箱ニ付書状)

(寛延二年) 安永二年
酒井石見守忠休(花押) ↓ 石河伊賀守(光當) 様 状 一

三四八一三 (献上之御残小豆一箱ニ付書状)

(嘉永元年) 同五年
竹本主水正正懋(花押) ↓ 石河出羽守(光茂) 様 状 一

* 折紙が切れている。

三四八一四 (献上御残小豆ニ付書状)

(元禄二五年) 宝暦六年
松平駿河守信望(花押) ↓ 石河伊賀守(光當) 様 状 一

三四八一五 (献上残干狗脊ニ付書状)

(元文五年) 明和元年
水野河内守忠富(花押) ↓ 石河伊賀守(光當) 様 状 一

三四八一六 (献上御残小豆一箱ニ付書状)

(享保九年) 宝暦四年
渋谷山城守良信(花押) ↓ 石河伊賀守(光當) 様 状 一

三四八一七 (年頭御祝詞ニ付書状)

(安永五年) 文化六年
牧野伊予守成著(花押) ↓ 石河伊賀守(光壽) 様 状 一

* 折紙。

三四八一八 (年頭御祝詞ニ付書状)

(弘化三年) 万延元年
本多越中守忠徳(花押) ↓ 石河伊賀守(光茂) 様 状 一

三四八一九 (年頭御祝詞ニ付書状)

(江戸期) 二月二日
堀田紀伊守正則(花押) ↓ 石河伊賀守 様 状 一

三四八二〇 (年頭御祝詞ニ付書状)

(弘化三年) 嘉永二年
大岡主膳正忠固(花押) ↓ 石河伊賀守(光茂) 様 状 一

* 折紙が切れている。

三四八二一 (年頭御祝詞ニ付書状)

(嘉永元年) 同五年
松平飛騨守忠徳(花押) ↓ 石河出羽守(光茂) 様 状 一

* 折紙が切れている。

三四八二二 (年頭御祝詞ニ付書状)

(嘉永元年) 同五年
大久保駿河守忠誨(花押)
↓ 石河出羽守(光茂) 様 状 一

* 折紙が切れている。

石河家文書目録(十)

番 号 表 題

三四八十三 (献上御残小豆ニ付書状)

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

*折紙。

(嘉永六年)安政四年
二月三日

菅沼織部正定志(花押)↓石河太八郎(光晃)様

状 一

三四八十三 (献上御残小豆ニ付書状)

*折紙が切れている。

(文化三年)弘化二年
二月晦日

酒井右京亮忠毘(花押)↓石河太八郎(光茂)様

状 一

三四八十四 (献上之御残干狗脊一箱被懸ニ付書状)

*折紙が切れている。

(嘉永元年)同六年
六月二九日

酒井右京亮忠毘(花押)↓石河出羽守(光茂)様

状 一

三四八十五 (年頭御祝詞ニ付書状)

*折紙が切れている。

(天和二年)貞享元年
正月二日

戸田山城守忠温↓石河伊賀守(章長)様

状 一

三四八十六 (年頭御祝詞ニ付書状)

(天和二年)貞享元年
正月二五日

戸田山城守忠温(花押)↓石河太八郎(正章)様

状 一

三四八十七 (年始御祝詞ニ付書状)

*折紙。

(宝暦二年)寛政二年
正月二八日

横田筑後守準松(花押)↓石河伊賀守(光當)様

状 一

三四八十六 (暑中御見舞ニ付書状)

*折紙が切れている。

(嘉永元年)同五年
六月二九日

田沼玄蕃頭意尊(花押)↓石河佐渡守(光茂)様

状 一

三四八十五 (献上之御残狗脊ニ付書状)

*折紙。

(安政四年)慶応三年
七月五日

小笠原加賀守長穀(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三四八十六 (御残干狗脊被懸ニ付書状)

(嘉永元年)同五年
七月一日

太田隠岐守資寧(花押)↓石河出羽守(光茂)様

状 一

*包紙とも。

三四九一

(目錄斷簡)

*三四九一～三四九四を括つていた紙綴りとも。

(江戸期)

竹腰雅之助

状

一

三四九二

(新春之御祝詞ニ付書状)

(文化四年)弘化三年
二月五日

浅野孫左衛門道博(花押)
↓石河太八郎(光茂)様

状

一

*折紙。

三四九三

(年頭御祝詞ニ付書状)

(嘉永元年)同六年
正月二五日

浅野豊後(守)道興(花押)
↓石河出羽守(光茂)様

状

一

*礼紙あり。

三四九四

(新春之御賀御祝詞ニ付書状)

(文化四年)弘化三年
二月一五日

浅野孫左衛門道博(花押)
↓石河太八郎(光茂)様

状

一

*礼紙あり。

三四九五

(寒中御見舞ニ付書状)

(文化九年)嘉永六年
正月三日

本多伊予守忠部(花押)↓石河孟二郎(光晃)様

状

一

三四九六

(寒中御見廻預示被入御念儀ニ付書状)

(文化九年)嘉永六年
二月二五日

成瀬隼人正正住(花押)↓石河孟二郎(光晃)様

状

一

*折紙。

三四九七

(年始御祝詞ニ付書状)

(安政五年)文久元年
正月二〇日

高木修理経貞(花押)↓石河佐渡守(光晃)様

状

一

*折紙。

三四九八

(年頭御祝詞ニ付書状)

(安政四年)慶応三年
正月一六日

高木大内蔵貞教(花押)↓石河佐渡守(光晃)様

状

一

*折紙。

三四九九

(暑中御見廻ニ付書状)

(安政四年)慶応四年
七月三日

成瀬隼人正正肥(花押)↓石河佐渡守(光晃)様

状

一

石河家文書目録(十)

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

三〇

形態・数量

三〇九一〇 (年始御祝詞ニ付書状)

(安政四年)慶応四年
正月一五日

成瀬隼人正正肥(花押)↓石河佐渡守(光晃様)

状 一

三〇九一一 (暑中御見廻預示被入ニ付書状)

(安政元年)同四年
六月一日

成瀬隼人正正住(花押)↓石河太八郎(光晃様)

状 一

*折紙。

三〇九一二 (年始御祝詞ニ付書状)

*日付は虫損。

(安政四年)慶応三年

成瀬隼人正正肥(花押)↓石河佐渡守(光晃様)

状 一

三〇九一三 (寒中御見舞ニ付書状)

*折紙。

(安政四年)慶応三年

渡辺肥後守孝綱(花押)↓石河佐渡守(光晃様)

状 一

三〇九一四 (暑中御見舞ニ付書状)

*折紙。

(安政四年)慶応三年
六月二五日

渡辺肥後守孝綱(花押)↓石河佐渡守(光晃様)

状 一

三〇九一五 (暑中御見舞ニ付書状)

*折紙。

(文政二年)弘化三年
六月二日

渡辺丹後守潔綱(花押)↓石河太八郎(光晃様)

状 一

三〇九一六 (年始御祝詞ニ付書状)

*折紙が切れている。

(嘉永六年)安政四年
正月一九日

渡辺丹後守章綱(花押)↓石河太八郎(光晃様)

状 一

三〇九一七 (寒中御見舞ニ付書状)

*「幼年ニ付印形相用候」と記載あり。折紙。

(安政三年)同四年
二月九日

青木源五郎(印)↓石河太八郎(光晃様)

状 一

三〇九一八 (年始御祝詞ニ付書状)

*折紙。

(嘉永六年)安政四年
正月一五日

渡辺丹後守章綱(花押)↓石河太八郎(光晃様)

状 一

三四九一九 (昨十二日致在着公边江御礼申上候ニ付書状)

* 折紙。

(嘉永六年~安政四年)
七月二三日
渡辺備中守章綱(花押)↓石河太八郎(光晃)様 状

三四九一〇 (暑中御見舞ニ付書状)

* 折紙。

(嘉永元年~同六年)
六月二二日
渡辺備中守章綱(花押)↓石河出羽守(光茂)様 状

三四九一一 (暑中御見舞ニ付書状)

* 折紙。

(嘉永六年~安政四年)
七月一六日
渡辺備中守章綱(花押)↓石河太八郎(光晃)様 状

三四九一二 (暑中御見舞ニ付書状)

* 「幼年ニ付印形用候」と記載あり。折紙。

(安政四年~慶応三年)
六月一九日
青木源五郎(重義)④↓石河佐渡守(光晃)様 状

三四九一三 (年始御祝詞ニ付書状)

* 折紙。

(安政四年~慶応三年)
二月朔日
渡辺丹後守章綱(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 状

三四九一四 (寒中御見舞ニ付書状)

* 折紙。

(安政四年~慶応三年)
正月五日
渡辺丹後守章綱(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 状

三四九一五 (暑中御見舞ニ付書状)

* 折紙。

(安政四年~慶応三年)
六月二七日
渡辺丹後守章綱(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 状

三四九一六 (暑中御見舞ニ付書状)

* 折紙。

(安政四年~慶応三年)
七月一八日
渡辺丹後守章綱(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 状

三四九一七 (暑中御見舞ニ付書状)

* 折紙。

(安政四年~慶応三年)
七月一八日
渡辺松月潔綱(花押)↓石河佐渡守(光晃)様 状

番 号 表 題

三四九一六 (年始御祝詞ニ付書狀)

*「幼年ニ付印形相用候」と記載あり。

三四九一五 (寒中御見舞ニ付書狀)

*折紙。

三四九一四 (寒中御見舞ニ付書狀)

三四九一三 (寒中御見舞ニ付書狀)

三四九一三 (年始御祝詞ニ付書狀)

三四九一三 (寒中御見舞ニ付書狀)

*「幼年ニ付印形相用候」と記載あり。

三四九一四 (年始御祝詞ニ付書狀)

三四九一五 (暑中御見舞ニ付書狀)

三四九一六 (年始御祝詞ニ付書狀)

三四九一七 (暑中御見舞ニ付書狀)

年月日

(安政四年)慶応三年

正月二八日

差出(作成)↓宛所

青木源五郎(重義)印↓石河佐渡守(光晃)様

形態・数量
一

(文政四年)弘化三年

二月九日

青木駿河守重龍(花押)↓石河太八郎(光茂)様

状

(嘉永六年)安政四年

二月一八日

渡辺丹後守章綱(花押)↓石河太八郎(光晃)様

状

(安政四年)慶応三年

二月二日

渡辺丹後守章綱(花押)↓石河佐渡守(光晃)様

状

(安政四年)慶応三年

二月一〇日

渡辺丹後守章綱(花押)↓石河佐渡守(光晃)様

状

(安政四年)慶応三年

二月二〇日

青木源五郎(重義)印↓石河佐渡守(光晃)様

状

(弘化三年)嘉永元年

正月一八日

渡辺丹後守潔綱(花押)↓石河伊賀守(光茂)様

状

(嘉永二年)同六年

七月二日

渡辺備中守章綱(花押)↓石河出羽守(光茂)様

状

(嘉永二年)同六年

正月二五日

渡辺備中守章綱(花押)↓石河出羽守(光茂)様

状

(文政二年)弘化三年

六月二八日

渡辺備中守潔綱(花押)↓石河太八郎(光茂)様

状

三四九六 (暑中御見舞ニ付書状)

(安政四年)慶応三年
七月二日
青木源五郎(重義)④↓石河佐渡守(光晃)様
状

*「幼年ニ付印形相用候」と記載あり。

三四九七 (暑中御見舞ニ付書状)

(安政四年)慶応三年
七月一〇日
渡辺丹後守章綱(花押)↓石河佐渡守(光晃)様
状

三四九八 (年始御祝詞ニ付書状)

(安政四年)慶応三年
正月一五日
青木源五郎(重義)④↓石河佐渡守(光晃)様
状

*「幼年ニ付印形相用候」と記載あり。

三四九四 (年始御祝詞ニ付書状)

(安政四年)慶応三年
正月一〇日
青木源五郎(重義)④↓石河佐渡守(光晃)様
状

*「幼年ニ付印形相用候」と記載あり。

三四九五 (暑中御見舞ニ付書状)

(安政四年)同五年
七月二日
青木駿河守重龍(花押)↓石河佐渡守(光晃)様
状

三四九三 (年始御祝詞ニ付書状)

(安政四年)慶応三年
正月二九日
渡辺丹後守章綱(花押)↓石河佐渡守(光晃)様
状

三四九四 (年始御祝詞ニ付書状)

(安政四年)慶応三年
正月二三日
芦田信濃(守)信貫(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様
状

*折紙。

三四九四 (干鯛・樽代目録)

(江戸期)正月二三日
竹腰兵部少輔↓
状

*折紙。

三四九四 (干鯛・御樽代目録)

(江戸期)
竹腰兵部少輔↓
状

三四九四 (干鯛・御樽代目録)

(江戸期)
山野辺包丸↓
状

三四五〇 (括り紐)

(江戸期)
紐

*三四九一〜三四九三の括り紐。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

三五二一 毎月朔望(毎月朔日・十五日登城ニ付覚書)

(江戸期)三月

*端裏にある付紙に「宰相様御在衆中覚書」と記載あり。三五二一～三五二四を括っていた紙綴りとも。

形態・数量
状 一

三五二二 (宰相様講釈被為聴之日並ニ付書付)

(江戸期)三月

*岡田仙太郎外五名記載あり。

状 一

三五二三 (宰相様講釈被為聴之日並ニ付書付)

(江戸期)

*岡田仙太郎外六名記載あり。

状 一

三五二四 (月日書上)

(江戸期)

状 一

三五二五 (年寄中一座談判ニ而心得書写)

明和九辰二月

*端裏に「年寄中申相之趣写」と記載あり。三五二一～三五二五を括っていた紙綴りとも。

状 一

三五二六 御側同心頭・御国御用人江申渡之趣写

明和九辰二月二十九日

(御改事筋之儀ニ付)

*端裏にある付紙に「明和九辰二月 御側同心頭御国御用人江申渡之趣写」と記載あり。

状 一

三五二七 (倅新助之扶持方ニ付書状)

(文化四年～文政七年)
七月朔日

岩本儀兵衛↓加七郎左衛門様

状 一

*三五二一～三五二七の括り紐とも。

三五二八 (扶持方差遣方之儀ニ付書状案)

(江戸期)八月二五日

↓(加)七郎左衛門殿

状 一

三五二九 (茶室寸法書付)

(江戸期)

*三五二一～三五二七を括っていた紙綴りとも。

状 一

三五三〇 天目台之寸法

(江戸期)

*破損甚大。取扱注意。

状 一

三五三一 風爐先御屏風寸法

(江戸期)

状 一

三五三二 (炉切場所其外ニ付書付)

(江戸期)一〇月

*破損甚大。取扱注意。

加藤正左衛門

状 一

三五四 床竹釘打方(床竹釘打方等二付覚) (江戸期)

*後半不開。

三五四 角棚寸法 (江戸期)

*図あり。

三五四 (茶室絵図) (江戸期)

*破損甚大。取扱注意。貼札多数あり。

三五四 (猿戸仕様書) (江戸期)

*図あり。

三五四 大目屏風寸法 (江戸期)

*包紙とも。屏風の図に寸法を書き入れたものあり。

三五四 茶の湯 (江戸期)

*茶事での作法等を記したもの。

三五四 御茶銘并価附 (江戸期)

*木板。濃茶・薄茶・煎茶の価格表

三五四 覚(瀬戸御茶入・薩摩御茶入・唐物御茶入三付) (江戸期)

*包紙とも。包紙に「御書付 壺通」と記載あり。紙継がはがれている。

三五四 和唐織物切地惣名 (江戸期)

三五四 盆点台天目客会釈略記 (江戸期)

*茶道の盆点・台天目の作法の覚書。

三五四 覚(銅風炉・釜等書上) (江戸期)

*紙継がはがれている。後欠。炉に関係する道具の書上。

三五四 覚(濃茶服合之定) (江戸期)

石河家文書目録(十)

名古屋伝馬町通長嶋町東江入
升屋半三郎 製(松柏園)

状 一
状 一
状 一
状 一
状 一
縦 一
状 一
状 一
状 一
状 一
状 一

番 号 表 題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三三五二七 (茶道具出方・返方之図) *茶道具(茶人)の出し入れ方を示した図あり。	(江戸期)	道治↓上	一 状
三三五二八 (天祐紹果ニ付覚) *包紙とも。	(江戸期)		一 状
三三五二九 (茶人系譜書上) *紙継がはがれている。千家・裏千家。武者小路・有楽らの各流の茶人名が記載されている。	(江戸期)		一 状
三三五三〇 (千利休系茶人系図) *糊はがれあり。	(江戸期)		一 状
三三五三一 割高台之寸法 *端裏に「割高台箱申付候ニ付外之覚書付」と記載あり。	(江戸期)		一 状
三三五三二 (道門流系図) *紙継がはがれている。端裏に「石州流系図大概」と記載あり。	(江戸期)		一 状
三三五三三 (御袋切被下候ニ付書状) *三三五三三〜三三五三七を括っていた紙綴り・付れとも。付札に「茶ニ付而之書付品々」と記載あり。	(江戸期)四月二九日	(天満屋)曲全齋↓山本道治様	一 状
三三五三四 (利休茶人之儀ニ付書状) *端裏に「曲全」と記載あり。	(江戸期)六月四日(カ)	(天満屋)曲全(斎)	一 状
三三五三五 覚(行手茶碗・唐物茶入・利休茶杓等之目利ニ付覚) *紙継がはがれている。奥に「右之通天満屋曲全申聞候」と記載あり。	(江戸期)		一 状
三三五六 覚(利久文ニ山里之文与申御座候哉之旨曲全江相尋ニ付)	(江戸期)八月		一 状
三三五三七 覚(茶碗袋等之茶道具之目利并茶人其外ニ付覚) *紙継がはがれている。奥に「右之通天満屋曲全申聞候」と記載あり。	(江戸期)		一 状
三三五一 当年村々毛見廻村次第書(早積ニ付)	(江戸期)二月	御領知奉行↓上	一 状

*三章一〜三章七を括っていた紙縫りとも。包紙とも。紙継がはがれている。

三章一

当辰年検見次第書

*紙継がはがれている。包紙とも。

(江戸期)辰一〇月

(御領知奉行)↓上

状

一

三章二

当巳年検見次第書

*紙継がはがれている。包紙とも。

(江戸期)二月

御領知奉行↓(上)

状

一

三章三

当酉年村々毛見次第書

*紙継がはがれている。包紙とも。

(江戸期)二月

御領知奉行共↓上

状

一

三章四

当申年村々毛見廻村井古津村田方見分次第書

*紙継がはがれている。包紙とも。

(江戸期)一〇月

御領知奉行↓(上)

状

一

三章五

当亥年村々毛見次第書

*紙継がはがれている。包紙とも。

(江戸期)二月

御領知奉行共↓(上)

状

一

三章六

当未年村々毛見廻村次第書

*紙継がはがれている。

(江戸期)一〇月

御領知奉行↓(上)

状

一

